

問 31：当社従業員に、勤務終了後週 4 日夜学に通っている者がいます。自宅からはバイクで通勤しており、夜学に通う日はバイクで地下鉄の駅まで行き、電車に乗り換えするという方法をとっています。先日この者が、地下鉄の駅に向かう途中で交通事故を起こしてしまいました。地下鉄の駅というのは自宅から会社までの経路上にあり、事故が起きたのは会社から 500 メートルほどのところですが、最終的には学校から自宅に帰るわけですが、夜学に行こうとして会社を出てから起きたこの事故は通勤災害とはならないのでしょうか。

#### 【回答】

労災保険法における通勤災害保護制度は、労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間を合理的な経路および方法により往復する行為、すなわち通勤行為中における災害について保護を与えようというものです。

ご質問では夜学に行く途中とはいえ、会社から 500 メートルほど離れた通勤経路上での事故ということで、通勤災害になるのではということですが、同様のケースで通勤災害として認められたものがありますのでご紹介します。

自宅からバスで通勤している労働者が、隣町に住む長男宅に立ち寄る予定で会社を出発し、約 50 メートル離れたバス停へ向かう途中で軽四輪車にはねられ負傷した事例について、次のように判断しています。

「通勤とは、被災労働者の行為を外形的、かつ、客観的にとらえて判断するものであり、本件については、たとえ長男宅に立ち寄るつもりで就業の場所を出たものであっても、いまだに通常の合理的な通勤経路上にある限りにおいては、当該被災労働者の行為は労災保険法第 7 条第 2 項の通勤と認めるのが妥当である。したがって、本件は通勤災害として取り扱うのが相当である」(昭 50・1・17 基収第 2653 号)。

ご質問のケースも、自宅に帰る目的ではないとはいえ、自宅と会社との経路上にある地下鉄の駅に向かう途中の事故ですから、「いまだ通常の合理的な経路上」であり通勤災害として取り扱われるものと考えられます。

なお、労災保険法施行規則第 8 条に掲げている

1. 日用品の購入など日常生活上必要な行為
2. 職業能力開発促進法に規定する公共職業訓練施設において行われる職業訓練、学校教育法第 1 条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ず

- る教育訓練であって労働者の職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
3. 選挙権の行使その他これに準ずる行為
  4. 病院または診療所において診療または治療を受けることその他これに準ずる行為
  5. 要介護状態にある孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）（29.1.1より適用）

についてはこの間の行為を除き、それ以降は逸脱・中断とせず通勤行為とみなされることになっています。

したがって、ご質問の夜学が前記2に該当する場合には、学校への往復のためにとる迂回経路（地下鉄に乗ってから戻って下車するまでの経路）上の災害は通勤災害の対象とはなり得ませんが、それ以降再びバイクで自宅へ向かう行為は通勤行為となります。